

# 公平な苦情解決の 手続きについて

審理は、保護者が代理人を雇う場合を除き、保護者に無償で実施されます。



審理は、可能な限り、保護者に都合のよい時間と場所で実施されます。



審理は、メリーランド州行政審理事務所が任命した行政法判事が実施します。



保護者は英語が母国語でない場合は通訳を付け、必要ならば特別なコミュニケーション手段を用意することができます。



その他の必要な情報について：早期介入システムにおける保護者の権利についての詳細には次の資料が提供されています。

- メリーランド州規約注釈版(Annotated Code of Maryland)第8-416条
- COMAR (人間と放射線委員会) 13A.13.01
- 公法105-17、障害をもつ者の教育に関する法 (Individuals with Disabilities Education Act Amendments; IDEA)修正条項の第C部
- 連邦規制基準(Code of Federal Regulations; CFR)の第303部、第34篇
- 連邦規制基準の第300部、第560-577条、第34篇
- 連邦規制基準の第99部、第34篇

これらの文書をご希望の方は下記までご連絡ください。

メリーランド州教育庁  
特殊教育/早期介入サービス課  
**Maryland Infants and Toddlers Program**  
200 West Baltimore Street; Baltimore, MD 21201  
電話 (410) 767-0261 ・ フリーダイヤル (800) 535-0182  
ファックス (410) 333-8165 ・ TDD (410) 333-0731

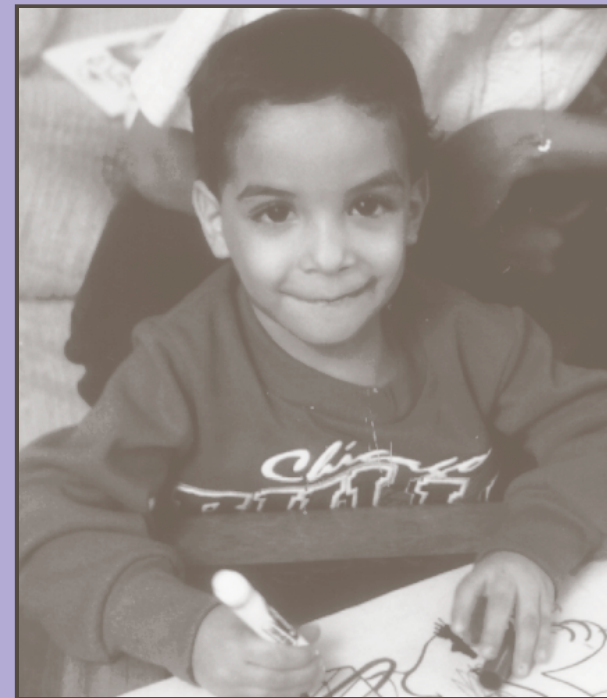
Robert L. Ehrlich, Jr.  
知事

Edward L. Root  
メリーランド州教育委員会委員長

Nancy S. Grasmick  
州教育長

Carol Ann Baglin  
州副教育長  
特殊教育/早期介入サービス課

メリーランド州教育庁は、雇用またはプログラムへの参加に関して、人種、性別、年齢、国籍、宗教、または障害によって差別することはありません。教育庁の方針に関しては、機会均等監督事務所 (Equity Assurance and Compliance Branch) (電話410-767-0246、ファックス410-333-2226、TDD 410-333-6442) までお問い合わせください。◆ この文書は、米国教育部、特殊教育/早期介入サービス、IDEA、第C部、助成金#H181A020124に基づいて特殊教育/早期介入サービスにより作成されました。◆ ここで表現されている見解は、必ずしも米国教育省、またはその他の連邦機関の見解を表すものではない点をご理解ください。◆ この情報には著作権による制限はありません。コピーおよび配布は自由ですが、メリーランド州教育庁、特殊教育/早期介入サービス部の著作権表示は正しく行ってください。◆ この文書は、米国障害者法(ADA)に準じて、代替フォーマットで要求することができます。メリーランド州教育庁、特殊教育/早期介入サービス部へは、電話410-767-0261、ファックス410-333-2661、またはTDD 410-333-0731にてお問い合わせください。



## 早期介入システムでの 公平な苦情解決手続き

メリーランド州教育庁  
特殊教育/早期介入サービス課  
メリーランド乳幼児プログラム



**サ**ービス提供側と保護者の間に、早期介入システムへの家族の参加について、次のような事項で意見の相違が発生する場合があります。

- ❖ 資格の有無の決定
- ❖ 子供の評価
- ❖ 有資格の子供への早期介入サービスの提供
- ❖ 早期介入サービスにかかる費用の負担

このような問題が発生すると、コミュニケーションが困難になり、お互いに合意できる決定に到達することが難しくなる場合があります。

保護者からの苦情を解決する方法の1つに「調停」があります。「調停」とは、双方が合意できる決定に到達するのに調停者が補助する自主的な苦情解決方法です。調停については「早期介入システムでの調停 (*Mediation in the Early Intervention System*)」という小冊子を参照してください。これはメリーランド乳幼児プログラムで入手できます。

「公平な苦情解決手続き」は保護者の苦情を処理するための正式な手続きです。この手続きでは、審理で双方および証人から提示された証拠を基に行政法判事が判断を下します。

公平な苦情手続きが未決の間は、現地のプログラムと保護者が早期介入サービスの中止で合意しない限り、サービスは中断されません。苦情が初期サービスの申請に関わる場合、子供には苦情の対象となっていないサービスが提供されます。

審理中、保護者には次の権利があります。

- ❖ 弁護士、または早期介入サービスに関して特別な知識や訓練を受けた個人を同伴し、その助言を受ける権利
- ❖ 証拠提示、対審、反対尋問、および証人の出廷を要請する権利
- ❖ 少なくとも審理の5日前までに開示されていない証拠の提出を禁止する権利

審理後は、保護者には次の権利があります。

- ❖ メリーランド州乳幼児プログラムが審理の要求を受理してから30日以内に決定を書面で受け取る権利
- ❖ 審理の逐語写し(書面または電子メディア)を無償で受け取る権利
- ❖ 決定に不服の場合、州裁判所または連邦裁判所に民事訴訟を起こす権利

**審理を要求するには、保護者は次のことを行う必要があります。**

「公平な苦情解決手続き申請書(*Request for An Impartial Complaint Resolution Procedure*)」に記入してください。このフォームはメリーランド州教育庁、特殊教育/早期介入サービス課、メリーランド乳幼児プログラムで入手できます。

フォームには、審理の前に調停に参加することを選択するオプションがあります。保護者が調停を選択したが調停で合意に至らなかった場合も、保護者は「公平な苦情解決手続き」に進むことができます。

